

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」（案）にかかるパブリック・コメントを実施します

【概要】

大阪市では、平成 19 年 4 月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力を市民等に対して求めています。同年 7 月に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、同年 10 月からは禁止地区における条例違反者に過料徴収（1,000 円）を開始し、平成 27 年 2 月には、都島区京橋地域を、平成 31 年 2 月には中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を、令和 2 年 2 月には、北区 JR 大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺・阿倍野区天王寺駅周辺地域を、令和 3 年 4 月には、中央区長堀通り地域、こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）を「路上喫煙禁止地区」に指定し、過料徴収を開始しました。

2025 年日本国際博覧会の大阪・関西での開催など、今後大阪への来訪者の増加が見込まれる中、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっています。

堂島公園については、令和 3 年 9 月に大阪府により観光トイレが設置され、今後船着き場や広場の整備も予定されていることから、堂島公園内の喫煙所においても開放型から閉鎖型に変更する予定であり、文化・集客ゾーンである中之島の魅力をさらに高めるためにも、地域を禁止地区に指定することで、路上喫煙に対する更なる取組み、エリア内の安心・安全、きれいなまちづくりを進めていきたいと考えています。

つきましては、この「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）（案）にかかるパブリック・コメントを実施いたしますので、市民・事業者の皆様のご意見・ご提言をお寄せください。

1 意見募集期間

令和 4 年 1 月 7 日（金）から令和 4 年 2 月 7 日（月）まで

2 資料の閲覧・配架場所

- ・大阪市環境局事業部事業管理課（大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階）
- ・各環境事業センター及び出張所
- ・市民情報プラザ（大阪市役所 1 階）
- ・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ・各区役所及び出張所
- ・大阪広域環境施設組合各焼却工場
- ・大阪市ホームページ

3 ご意見の応募方法

次のいずれかの方法によりご応募ください。

（ご意見の応募様式は定めておりませんが、「ご意見記入用紙」をご利用ください。）

(1) ご送付の場合：令和4年2月7日（月）必着

はがき、封書で次の住所へご送付ください。

〒545 - 8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階
大阪市環境局事業部事業管理課まち美化担当
「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（案）ご意見募集係

(2) ご持参の場合：令和4年2月7日（月）受付時間内必着

次の場所へご持参ください。

大阪市環境局事業部事業管理課

場所：大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

（最寄駅：Osaka Metro「天王寺」駅、JR「天王寺」駅、近鉄「大阪阿部野橋」駅）

受付時間：土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで

(3) ファックスの場合：令和4年2月7日（月）必着

次の番号へお送りください。

ファックス番号：06 - 6630 - 3581 大阪市環境局事業部事業管理課まち美化担当
「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について（案）ご意見募集係

(4) 電子メールの場合：令和4年2月7日（月）必着

次のメールアドレスへお送りください。

kinshitiku-iken@city.osaka.lg.jp

※このアドレスは、本パブリック・コメントですので、パブリック・コメント実施期間中以外は使用できません。

(5) 大阪市行政オンラインシステムの場合：令和4年2月7日（月）必着

その他、従来は書面で行っていた申請や届出、申し込み等の手続きを、インターネットを利用して手軽にできるオンラインシステムでもご応募いただけます。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/73672577-6edb-4633-b6a1-113838b48502/start>

4 注意事項

- (1) 電話などによる口頭でのご意見はお受けできません。
- (2) お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) お寄せいただいたご意見につきましては、後日、その概要と大阪市の考え方を取りまとめて大阪市ホームページ等で公表します。なお、ご意見の公表の際には、内容の要約及び集約又は一部表現を改めさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

5 個人情報等の取扱いについて

- (1) お寄せいただいたご意見のなかで、住所、氏名、個人又は法人等の権利・利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（大阪市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報）については公表いたしません。
- (2) 個人情報等の取扱いには充分注意し、個人が特定できるような内容は掲載いたしません。

6 今後の手続き

今回、寄せられましたご意見等を参考にしながら、路上喫煙禁止地区の新たな指定を進めてまいりたいと考えています。

7 意見募集に関するお問合せ先

大阪市環境局事業部事業管理課まち美化担当

電話：06-6630-3228（土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで）